

五月三日の会通信

13

神戸から……………2
徳島から……………27

25. 1V 1973

職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行上のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(以下略)

—— 国家公務員法第百一条より

徳島から

資料1

審査説明書

(氏名) やまもとみつよ代	(所属部局) 徳島大学医学部
(官職) 文部教官 助手	(職務の等級) 教育職俸給表(一)4等級
(処分の種類および程度) 懲戒・免職	(根拠法規) 国家公務員法第82条第1号・第2号および第3号
(審査の理由) 上記の者(以下「同人」という。)は、昭和44年5月以降別紙のような行為をした。別紙(7枚) 上掲の諸行為は、国家公務員法第98条第1項、第99条および第101条第1項の諸規定に違反し、国立大学教官としてふさわしくない非行といわざるを得ない。 なお、この間において、同人に対しては、授業妨害等の行為をしたことにより、昭和46年11月4日停職6月の懲戒処分を行ない、国立大学教官としての自戒と反省を求めたにもかかわらず、その後も反省のあとがみられない。 よって、国家公務員法第82条第1号・第2号および第3号の規定により懲戒処分として免職することを相当と認める。 徳島大学評議会は、上記のとおり、学長から申し出があったので、教育公務員特例法第9条第1項の規定により審査することに決定した。よって、この審査説明書を交付する。 徳島大学評議会印	
(決定日付) 昭和47年12月25日	(交付日付) 昭和47年12月28日
(教示) 教育公務員特例法第9条第2項の規定により、この審査説明書を受領した後14日以内に、徳島大学評議会に対して請求した場合は、口頭または書面で陳述する機会が与えられます。	

資料2

徳大人第一七八八号

昭和四七年十二月二七日

山本光代、殿

陳述の請求について(通知)

徳島大学評議会

印

昭和四七年十二月二五日付け本評議会決定の審査説明書について、あなたが陳述の請求をされた場合は、下記事項を厳守し、別紙様式第一の陳述請求書に必要事項を記載し、記名押印のうえ、昭和四八年一月一〇日までに徳島大学長あて親展で送付願います。

なお、口頭陳述を希望される場合は、昭和四八年一月二二日から昭和四八年一月二四日までの間のあなたの希望される日を陳述請求書に記載してください。

おって、今後徳島大学評議会からあなたへの通知等は、徳島大学医学部栄養学科栄養化学教室または、徳島市南蔵本町二丁目九一五あて行ないます。

記

1. 陳述は、審査説明書にかかげる事実関係について、不服を述べることが原則となっておりますので、あらかじめご承知ください。
2. 口頭陳述について
 - (1) 陳述は、非公開であって、あなた以外の者の出席は、一切認めません。
 - (2) 陳述の時間は、一時間以内を原則とし、あなたが希望された

資料3

風の△告知▽

1. 日の午後二時からとします。
2. 書面陳述について陳述の字数は一〇、〇〇〇字(四〇〇〇字詰原稿用紙二五枚)以内を原則とします。
3. 参考人の意見を徴することについては、あなたの陳述後必要に応じて決定通知します。
4. 陳述に必要な記録その他関係資料があれば、陳述請求書に添付してください。

風の河が流れて残した跡跡は

ゆきては帰らぬ△告知▽の小舟
Möbiusが胎んだおの河

風から生れた。

野を貫き

土を断てば続く海の原

河口は無季節の群青

△湯舟の中に切りとられた波は逆巻け。

ノアの方舟には壁がある。

△△焼の小舟は天井抜け

昭和48年1月12日徳島郵便局より配達証明にて(引受番号263)文字と押印(積載の△△△)焼用小舟6艘御送り致しました。御受

け取り下さい。

昭和48年1月13日

徳島市南蔵本町2丁目9の5

山本光代 ㊟

徳島市新蔵町徳島大学本部内

徳島大学評議会 殿

この郵便物は昭和四十八年一月拾日第6500396号書留郵便物として差し出したことを証明します。

徳島郵便局長 ㊟

資料4

徳大人第一八七七号

昭和四十八年一月十三日

徳島市南蔵本町二丁目九番地の五

加藤キミコ様方

山本光代 殿

徳島市新蔵町二丁目六番地

徳島大学評議会 ㊟

陳述について(通知)

このことについて、昭和四十七年十二月二十七日付け徳大人第一七八八号をもって通知しましたが、あなたからは期限までに所定の様式による陳述請求書の提出がなかった。

本評議会としては、左記のとおり口頭または書面によるいずれか

の陳述の機会をかきねて与えませぬ。

よって、あなたが陳述を希望される場合は、所定の様式による陳述請求書を昭和四十八年一月十八日までに必着するよう徳島大学長あて提出してください。

なお、期限までに提出のない場合は陳述を放棄したものとみなします。

記

一、陳述に際しては、昭和四十七年十二月二十七日付け徳大人第一七八八号「陳述の請求について(通知)」の記の各事項を厳守すること。

二、口頭陳述の場合は、昭和四十八年一月二十二日から同月二十四日までの間のあなたの希望されるいずれか一日の午後二時から同三時までとする。

なお、陳述当日は午後一時五十分までに徳島大学庶務部庶務課までおいでください。

三、書面陳述の場合は、昭和四十八年一月二十四日までに徳島大学長あて提出すること。

この郵便物は、昭和四十八年一月拾日第6500417号書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。

徳島郵便局長 ㊟

資料5

何故、いま陳述へか?

徳島市南蔵本町2-1-9-15 山本光代 ㊟

0. 昭和48年1月19日定例評議会に㊟が潔泊して、本部分舎内はドタバタ騒ぎとなり、第一会議室の入口はロックされ窓の鍵が掛られ、廊下のシャッターはギイギイ降ろされ、学長に話を取りつこうと約束した庶務部長岩間徹三氏は突然姿を消してしまつたが……

1. 昭和48年1月18日徳島中央郵便局より配達証明便(引受番号650)にて△私△の陳述△と△陳述の条件△を内在するヘルメット一個及び△審査△と△陳述△に必要な参考人要請名簿その一を送りました。御確認下さい。

2. △私△の△陳述△の準備は引き続き進んでおります。㊟参考人要請を続けます。㊟△審査△と△陳述△に必要な記録関係資料を提出すべく収集しています。㊟△陳述△の条件△を検討し続けています。㊟審査説明書に關し疑点が多いので釈明を求めたいと考えています。

3. 教育公務員特例法第9条は△審査△を生き生きと行いたがっていません。

昭和48年1月22日

徳島市新蔵町徳大本部内 徳大評議会 殿

この郵便物は昭和48年1月22日6504050号書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。

徳島郵便局長 ㊟

資料6

徳島大学新聞より(昭和48年2月10日号)

10、18足立医学部長、山本、浜本の産婦人科講義参加につき討論しかけた学生に対し「学生には何を決める権力(ノ)もない。」と発言。討論未了の状態で山本、浜本を排除した。この講義では、山本助手らの暴力的排除に対し抗議した学生に医局員が「先々の心配はないんか?」と恫喝している。

10、21前日の浜本の不在の間に浜本のデスクのある、薬理第2研究室ロッカアウト(これに抗議した浜本に兎本教授は暴力と罵声で応ず)。薬理実験室の気分をしめる第2研究室は現在もロッカアウトが続いている。

10、25足立医学部長による学内指名手配書出る。

10、31精神科講義にて今泉精神科教授と山本、浜本が話し中、教授軍用導入し、有無を云わず実力排除す(以後今泉氏は「出なさい!!」しか云わなくなった)。

11、5徳島保安処分集会、医学部における処分状態につき北村への抗議文採択。この頃より根本教授の暴力凄しさを増す。

11、24チサイまつりII浜本裁判第3回公判。

11、28徳大医学部名にて「授業妨害について」なる怪文書出される。12月に入り、教授軍団は言葉を失うと併行して、山本助手らへの暴力に激しさを増していった。△存在△が問いを発するものである時、彼らはなぐり蹴るしかない。

12、6解剖学講義に参加しようとした浜本を山田解剖学教授が基礎1講堂後ベランダよりつき落とし負傷させる。

12、7、8「輪転機事件」チサイ研の文書を精神科会議の了承により刷っていた山本助手らに、今泉教授が妨害にのり出しこれを教授室にかくし込む。

12、8 学長選挙、こっそりと行なわれる。

12、9 今泉教授、浜本のバイト先に介入、「クビにしろ」と要求し拒否される。

12月末評議会、処分「審査」開始(註) 11新春ボカボカ特大号、栄養化学教室へ勝沼醇素化学講師のりこみ、中野研究員を排除せんと画策するも失敗。

73、1、12 山本助手、評議会へタコ焼用舟型の皿に陳述請求の意志を表現する(これは所定の様式にあっていないとの理由で事務係官によりにぎりつぶされている)。

1、16 新春チサイまつり 11山本裁判第1回公判、午前の精神科学講義に参加しようとした山本助手を三井眼科教授が負傷させていた。

1、18 山本助手、評議会にヘルメットに内在させて「陳述の請求について(通知)」おくと同時に

1、23、1、25の医学部におけるいくつかの講義の時間・空間を陳述に必要な資料として提出する旨通知した。

1、24 病理学講義に参加しようとした浜本を大塚病理学教授が負傷させる。

1、25 午前中の評議会ですでに処分「決定」していた学長は、事務官を待たせて、山本助手と話し参事人名簿を受けとり、再度陳述の意志を表現するに言を左右して行方をくまます。

1、26 山本助手から評議会あてに「なぜタコ焼小舟にかかれた陳述請求は無効か?」の求釈明を鶏卵にのせて運ばせる。

1、27 山本助手、懲戒免職の学長告示で。
1、29 医学部長談話を発表「……この処分によって同人は徳島大学とは全く関係の無い者となった。……中略……今後許可なく……講堂、研究室などに侵入し、または退去しない時は、部外者の不法侵入として刑法によって処置されることとなります。……」と宣言した。……処分審査は続いている。教育行政・刑事処分と国家は個人に執ように報復する。

資料7

昭和四七年行ウ第四号

原告 山本光代
被告 人事院
外二名

昭和四八年一月二二日

高松市寿町二丁目一番八号

高松法務局総務部

右被告人人事院指定代理人

総務部長 川井重男 印
法務事務官 萩原義照 印

同 同

徳島市新蔵町二丁目一八番地

同 同

徳島地方法務局総務課
総務課長 大森久司 印
法務事務官 福本加克 印

同 同

高松市天神前六の一

同 同

人事院四国事務局
第一課長 山田良作 印

徳島地方裁判所 御中

答 弁 書 (被告人人事院)

請求の趣旨に対する答弁

原告の被告人人事院に対する請求を棄却する

訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

請求の原因に対する答弁

第一、について

認める。

第二、について

一、認める。ただし、被告人人事院の却下裁決は昭和四七年九月一八日付である。

二、不 知。

第三、について

争 う。

不 知。

不 知。

第四、について

不 知。

第五、について

争 う。

被告人人事院の主張

一、原告が被告人人事院に対してなした昭和四六年一月二五日付審査請求については、同請求書に人事院規則一三―一第一条第二項により添附しなければならない処分説明書の写しが添附されていなかったため、被告人人事院は、同規則第五条にもとづき原告に対し、昭和四七年一月一九日及び同年五月八日の二度にわたり、処

分説明書の写しを提出すべきこと、および処分説明書中の「処分の理由」に対応する不服の理由を具体的に記載した書面を提出すべきことを内容とする補正を命じたが、原告はこれに応じなかった。

二、原告は、昭和四六年一月一日以降処分説明書を受領しようとするれば受領できる状態にあり、かつ、昭和四六年二月一六日徳島大学人事課長から処分説明書の写しを受領しているのであるから、処分説明書の写しを被告人人事院に提出する意思があれば容易にこれを提出できたものである。

三、しかるに、原告は何等正当な理由がなく人事院の前記補正命令に従わなかったため、被告人人事院は人事院規則一三―一第六条の規定にもとづき昭和四七年九月一八日付で原告の審査請求を却下したものである。

したがって、当該処分は適法であるから、原告の本訴請求は速やかに棄却されるべきである。

一、指 定 書 添 付 書 類 通

資料8

昭和四七年行ウ第四号

原告 山本光代
人 事 院

外二名

昭和四八年一月一六日

高松市寿町二丁目一番八号 高松法務局訟務部
右被告徳島大学長指定代理人 訟務部長 川井 重男 團
同 法務事務官 萩原 義照 團
徳島市新蔵町二丁目一八番地 徳島地方法務局訟務課
同 訟務課長 大森 久司 團
同 法務事務官 福本 加克 團
徳島市新蔵町二丁目六番地 徳島大学庶務部
同 人事課長 植松 喜弘 團
徳島地方裁判所 御 中

答 弁 書 (被告 徳島大学長)
一、本案前の答弁

申立の趣旨
原告の被告徳島大学長に対する訴を却下する。
訴訟費用は原告の負担とする。
との判決を求める。

申立の理由

(一) 国家公務員法九二条の二は懲戒処分取消しの訴えは審査請求に対する人事院の裁決を経た後でなければ提起することができないと規定しているところ、本訴は同法にいう人事院の裁決を経た後提起されたものでないから不適法である。
(二) すなわち、原告は相被告人事院に対し、昭和四六年二月一日五日付で、徳島大学長の原告に対する昭和四六年一月四日付懲戒停職六カ月の処分につき、審査請求をなしたが、同審査請求書に人事院規則一三一第一條第二項により添附しなければならぬ処分説明書の写しを添附していなかった。

そこで、相被告人事院は、原告に対し、同規則第五条にもとづき、昭和四七年一月一九日及び同年五月八日の二度にわたり、処分説明書の写を提出すべきこと、および処分説明書中の「処分の理由」に対応する不服の理由を具体的に記載した書面を提出すべきことを内容とする補正を命じた。
しかるに、原告は、昭和四六年一月一日以降、徳島大学長より処分説明書を受領しようとするれば受領できる状態にあり、かつ、昭和四六年二月一六日、徳島大学人事課長から処分説明書の写を受領しているのだから、処分説明書の写を相被告人事院に提出できたにもかかわらずこれを提出せず、何ら正当の理由もなく、相被告人事院の前記補正命令に従わなかった。そこで、相被告人事院は、人事院規則一三一第一條六の規定にもとづき、昭和四七年九月一八日付で原告の前記審査請求を却下したものである。

(三) しかしして、右のように審査請求を不適法としてこれを却下した裁決は国家公務員法九二条の二の人事院の裁決には該当しないと解すべきである。ただし、同条が審査請求の前置を要求しているのは行政に実質的な再審査をして反省の機会を与える趣旨であるから、実質的に反省する機会を与えない不適法な審査請求及びこれを不適法として却下する裁決は同条の趣旨を没却するものといふべきだからである。
以上述べたところから明らかとなり、本訴は国家公務員法九二条の二にいう人事院の裁決を経由しておらず、不適法であるから、速やかに却下されるべきである。
二、本案についての答弁

請求の趣旨に対する答弁
原告の被告徳島大学長に対する請求を棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。
との判決を求める。
請求の原因に対する答弁

第一、について
認める。
第二、について
一、認める。ただし、被告人事院の却下裁決は昭和四七年九月一八日付である。
二、認める。ただし、給料等の不支給期間は昭和四六年一月五日から同四七年五月四日までである。
第三、について
争う。
第四、について
認める。ただし「給料七万五千円」とあるは、俸給七五、〇〇〇円、住宅手当一、五〇〇円、計七六、五〇〇円の誤まりであり、また、給料の不支給期間の始期は昭和四六年一月五日である。
第五、について
争う。

一、指 定 書 添 付 書 類 一 通

緊急アピール

昭和四八年一月二六日付を以って徳島大学は山本氏を懲戒処分として、免職を決定。処分は、「懲戒処分書」の交付がなされないままに発効。
山本さんにたいするカンパを
徳島市南常三島町 徳島大学
工学部 機械工学 長谷川正治気付
「山本さんを守る会」まで

資料 10

処 分 説 明 書

人事院様式 312 (昭37.10改)

<p>(教示)この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条および人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して一年を経過した後は、することができません。</p>		
1 処 分 者		
官 職 徳島大学長 氏名 北村 義男 印		
2 被処分者		
所属部課 徳島大学医学部	氏名(ふりがな)やまもとみつよ 山本 光代	
官 職 文部教官 助手	等級および号俸 教育職(一)4等級12号俸	
3 処分の内容		
処分発令日 昭和48年 1月26日	処分効力発生日 年 月 日	処分説明書交付日 年 月 日
根拠法令 国家公務員法第82条第1号・第2号および第3号	処分の種類および程度 懲 戒 ・ 免 職	
刑事裁判との関係 起 訴 日 年 月 日	国家公務員法第85条による承認の日 年 月 日	
処分の理由 上記の者(以下「同人」という。)は、昭和44年5月以降次のような行為をした。 第1 教育(医学部栄養学科の学生に対する実習指導)を放棄した行為 昭和44年度以降、同人は名取靖郎教授(同人所属講座の主任教授)から富永寛教授授立ち会いのもとに、栄養学科学生実習(昭和44年度第2年次学生の生物化学実習、昭和45年度第2年次学生の生物化学実習および第3、4年次学生の栄養化学実習		

資料 9

懲 戒 処 分 書

(氏 名) 山 本 光 代	(現職名および職務の等級) 徳島大学助手(医学部) 文部教官教育職(一)4等級
(処分の内容) 国家公務員法第82条第1号・第2号 および第3号の規定により、懲戒処分 として免職する。	
(発令日付) 昭和48年1月26日	(交付日付) 昭和 年 月 日
任 命 権 者 徳島大学長 北 村 義 男 印	

(前頁よりのつづき) 昭和四六年度第二年度学生生物化学実習および第三年度学生栄養化学実習)を補佐するよう再三命ぜられたにもかかわらず、これを拒否した。

本年度においては、昭和四七年九月十三日(水)正午ごろ、同人は名取教授から富永助教立ち会いのもとに、翌十四日から栄養学科第三年度学生に対する栄養化学実習を補佐するよう命ぜられたにもかかわらず、同人は、これを拒否し、その後の実習時間中(昭和四七年九月十四日(木)から同年一〇月二〇日(金)までの間における十七日間の実習日の午後〇時五〇分から同五時一〇分まで)化学実習室に姿をみせないばかりでなく、その時間内に医学部教授会および医学部の授業の妨害も行なっていたことが確認されている。

第二 研究を放棄した行為

昭和四四年五月三〇日(金)同人を含む栄養化学講座の助手、大学院学生の一部が、大学立法に反対するとしてストライキを宣言した。同人のみは、その後も引き続き職務上の研究を放棄し、栄養化学と関係のある研究を徳島大学医学部栄養学科栄養化学教室において遂行していたと思われる根拠は全くない。

第三 無断欠勤等を反復した行為

昭和四四年五月以降同人の出勤状態は、名取教授および富永助教の説得にもかかわらず、し意的であり、極度に不規則であった。

確認されている欠勤としては、昭和四六年七月十七日から同年八月七日まで、同年八月十一日から同月三〇日まで、同年九月二十九日から同年一〇月五日までのものがある。

また、昭和四七年九月十四日から開始された栄養学科第三年度の実習期間中には、栄養化学教室にはほとんど姿を見せしていない。なお、汗をかき喚起したにもかかわらず昭和四七年七月七日(午後三時から同四時三〇分まで)、同年九月二日(午後三時三〇分から同五時まで)、同年十一月二日(午後三時三〇分から同四時まで)は無断で欠勤し、徳島地方裁判所にいたことが確認されている。

第四 医学部の授業を妨害した行為

同人は、職務を放棄して元徳島大学大学院医学研究科学生浜本多恵子(以下「浜本」という。)とともに次のような行為をした。

(1) 昭和四七年九月十二日(火)基礎第一講義室における医学科専門課程第一年度学生に対する第2時限講義(薬理学、梶本義衛教授、午前一〇時四〇分から午後〇時三〇分まで。以下「梶本教授の講義」という。)において、同人は、講義開始前から講義室最前列左に着席し、梶本教授の退室要求にも応じないばかりか、同教授の講義をやじったり、煙草をふかすなどして、講義を妨害した。

(2) 昭和四七年九月十三日(水)前記(1)同様の梶本教授の講義において、同人は、講義開始前から講義室正面二列目に着席し、梶本教授の再三の退室要求にも従わず、写真機を高くさしあげて撮影したり、煙草をふかしたりして講義を妨害した。

(3) 昭和四七年九月二六日(火)前記(1)同様の梶本教授の講義において、梶本教授は、同人が講義開始前から講義室に入室していることを聞き、同人がいる限り正常な講義はできないと判断し、講義を中止した。

(4) 昭和四七年九月二七日(水)前記(1)同様の梶本教授の講義において、同人は、講義開始前の午前一〇時三〇分ごろ講義室へ入室しようとしたので、同人の講義妨害を警戒中の足立医学部長ほか教人の教職員が阻止した。その際約一〇分間にわたり、同人および同人の入室を応援しようとする学生教人と教職員との間で押問答が繰り返された。

梶本教授の講義は、前記教職員の警戒のもとに行なわれ、正午ごろ終了した。ちなみに同人は、講義終了後講義室に入室し、残っていた学生に対して薬理学教室粉砕のアピールを行なった。

(5) 昭和四七年一〇月三日(火)基礎第一講義室における医学科専門課程第一年度学生に対する第一時限講義(寄生虫学、尾崎文雄教授、午前八時三〇分から同一〇時三〇分まで。以下「尾崎教授の講義」という。)において、同人は、午前八時三〇分ごろ講義室に入室し、講義室正面二列目に着席したので警戒中の榎沢教授が直ちに退室するよう要求したが、これに応ぜず、さらに尾崎教授の再三にわたる退室要求にも応じなかった。

このような状態では、正堂な講義ができないと判断し、医学部長の命を受けた吉田教授(以下「吉田医学部長代理」という。)は、参集した七人委員会の委員と協議した結果、昭和四七年九月二八日付けの医学部長告示を同人に提示し、退去を命令し、これに応じない場合は、強制的に退去させることに決定した。午前九時四十分ごろ吉田医学部長代理と前記七人委員会の委員が講義室に入り、名取教授が同人に対し「教官が講義を妨害することは許せないから退出しなさい。」と強く命令したがこれに対しても応じようとしなかった。

よって、吉田医学部長代理が教壇上から前記医学部長告示を二度朗読、同人に退去を命令したが一向に応じようとしなかった。さらに一分間の猶予を与えた退去を命令したがこれにも応じないので、やむなく午前九時五〇分ごろ七人委員会の委員によって強制的に講義室から退去させ、教職員が警戒するなかで講義が行なわれた。午前一〇時三〇分ごろ、廊下で立っていた同人が講義終了直後すばやく講義室西側出入口から入室しようとしたので、警戒中の教人の教職員が阻止した。

なお、次の梶本教授の講義は、教職員警戒のなかで行なわれた。その後同人は、午前十一時二〇分ごろ立ち去った。

注) 昭和四七年九月二八日付け医学部長告示

授業時間中講義室(講堂、実習室など)へは、講義担当者とその指示による補助者および当該学年の学生以外の者は立入りを禁止する。

ただし、あらかじめ願ひ出て講義担当者の許可を得たものは、この限りでない。

(6) 昭和四七年一〇月四日(水)前記(1)同様の梶本教授の講義において、同人は、午前一〇時三十分ごろ警戒中の教人の教授のすきをついて講義室西側出入口から講義室へ入室し、正面二列目に着席したので、直ちに、吉田医学部長代理が同人に対し、「講義担当者の聴講許可を受けていない者は受講することはできないので直ちに退去しなさい。」と命令したが応じようとしないので、教人の教授が強制的に退去させた。

その後同人は、廊下で警戒中の教人の教授の近くにすわり、メモをしたり、各教授の写真を撮ったりしていたが、午前十一

時三〇分ごろ立ち去った。

(7) 昭和四七年一〇月十一日(水)前記(1)同様の梶本教授の講義において、午前一〇時三〇分ごろ同人は、講義室への入室をほかつたので、警戒中の数人の教授が阻止した。その後も同人は、遅刻した学生にまぎれ再三入室をほかつたがその都度阻止され、午前十一時四〇分ごろ立ち去った。

(8) 昭和四七年一〇月十七日(火)第二学生実習室における前記(1)同様の梶本教授の講義において、同人は、午前一〇時三五分ごろ実習室への入室をほかつたので、警戒中の数人の教授が阻止した。

その後も同人は、遅刻した学生にまぎれ再三入室をほかつたがそのつど阻止された。その間、同人は、廊下のスイッチによって実習室内の電灯を二、三回消灯し、講義の進行を妨げたりしたが、午前十一時四〇分ごろ立ち去った。

(9) 昭和四七年一〇月十八日(水)前記(1)同様の梶本教授の講義において、同人は、午前一〇時三五分ごろ講義室への入室をほかつたので警戒中の数人の教授が阻止した。その後も同人は、講義室の扉付近にいて遅刻した学生にまぎれ入室をほかつたが、その都度阻止され午前十一時四五分ごろ立ち去った。

さらに同日臨床第一講義室における医学科専門課程第三年次学生に対する第三時限臨床講義(産科、婦人科学、足立春雄教授、午後一時三〇分から同三時まで。以下「足立教授の臨床講義」という。)において、同人は講義開始前から講義室後方に着席し、足立教授をはじめ数人の教授の退室要求にも頷として従わなかつたので、午後一時五〇分ごろ参集した数人の教職員

が強制的に退去させた。

しかし、数分後再び同人が講義室西側出入口から入室したので再度強制的に退去させた。

その後も同人は、講義室西側出入口の階段付近にいて講義室への入室の機会をうかがっていたが、午後二時一〇分ごろ立ち去った。

(10) 昭和四七年一〇月二十四日(火)基礎第一講義室における医学科専門課程第一年次学生に対する第一時限講義(生化学、村松睦助教授、午前八時三〇分から同一〇時三〇分まで。以下「村松助教授の講義」という。)において、講義開始前から講義室に入室していた同人に対し、井上五郎教授が退室要求をしたところ、同人は「出なければならぬ理由はないか。」などと反論し、応じようとしなかったので午前九時三〇分ごろ参集した数人の教授が強制的に退去させた。

その後も同人は、講義室の出入口付近にいて、遅刻した学生にまぎれ再三入室しようとしたので警戒中の数人の教授が阻止した。

同日前記(1)同様の梶本教授の講義において、同人は、執ように講義室への入室を強行しようとしたが、警戒中の数人の教授に阻止され入室することができず午前十一時三〇分ごろ立ち去った。

(11) 昭和四七年一〇月二十五日(水)前記(1)同様の梶本教授の講義において、同人は、講義開始前の午前一〇時三八分ごろ、執ように講義室への入室を強行しようとしたが、警戒中の数人の教授に阻止され入室することができず午前十一時三〇分ごろ立ち

去った。

(12) 昭和四七年一〇月三十一日(火)臨床第一講義室における医学科専門課程第三年次学生に対する第一時限臨床講義(神経精神医学、今泉恭二郎教授、午前八時三〇分から同一〇時三〇分まで。以下「今泉教授の臨床講義」という。)において、同人は午前八時四〇分ごろ、今泉教授の制止にもかかわらず、講義室へ入室し後方に着席した。

午前九時一〇分ごろ連絡を受けて参集した数人の教授が、退室するよう要求したが応じないので、強制的に退去させた。

さらに同日の基礎第一講義室における医学科専門課程第一年次学生に対する第一時限講義(生化学、藤井節郎教授の講義(奥田拓道助手代講)、午前八時三〇分から同一〇時三〇分まで。以下「奥田助手の講義」という。)において、前記臨床第一講義室を退去させられた同人は、午前九時十八分ごろ本講義室へ入室した。

講義中の奥田助手は、直ちに講義を中断し、参集した数人の教授と協議した結果、午前九時四〇分ごろ講義を中止した。

同人は、そのまま講義室に居残り次の梶本教授の講義を待っていたが、講義開始前の午前一〇時三五分ごろ梶本教授の退室要求にも応じないので数人の教授が強制的に退去させた。

その後同人は、講義室出入口付近にいたが午前十一時一〇分ごろ立ち去った。

(13) 昭和四七年十一月一日(水)前記(1)同様の梶本教授の講義において、同人は、午前一〇時四一分ごろ講義室への入室をほかつたので警戒中の数人の教授が阻止した。その後同人は、講義

室入口付近の廊下にて入室の機会をうかがっていたが午前十一時四〇分ごろ立ち去った。

(14) 昭和四七年十一月七日(火)前記(2)同様の今泉教授の臨床講義において、同人は、午前八時三〇分ごろ臨床第一講義室へ入室し、今泉教授の再三の退室要求にも応じないので、午前八時五五分ごろ連絡をうけて参集した数人の教授が強制的に退去させた。

その後同人は、講義室西側出入口付近で入室の機会をうかがっていたが午前九時一〇分ごろ立ち去った。

その後前記(5)同様の尾崎教授の講義において、同人は午前九時十三分ごろ講義室への入室をほかつたので警戒中の数人の教職員が阻止した。その後同人は、講義室外側の出入口付近にて入室の機会をうかがっていた。

さらに前記(1)同様の梶本教授の講義も数人の教授の警戒のうちに行なわれていたが、午前十一時ごろ扉の外からノックがあったので梶本教授の指示により教室員があけたところ、同人ははげしく同教室員を押しつけて入室してきたので警戒中の数人の教授および教室員が退去させた。その後同人は午前十一時二十五分ごろ立ち去った。

(15) 昭和四七年十一月八日(水)前記(1)同様の梶本教授の講義において、同人は講義開始前の午前一〇時三五分ごろ講義室へ入室しようとしたが警戒中の数人の教授に阻止され入室することができず午前十一時二〇分ごろ立ち去った。

さらに前記(9)同様の足立教授の臨床講義において同人は、講義開始前から講義室に着席していた。そこで、数人の教室員が

退室するよう説得したが聞きいれないので、講義開始直前同教室員がつけ出した。

その後同人は、講義室西側出入口付近にいたが午後二時すぎ立ち去った。

(16) 昭和四十七年十一月十四日(火)前記 同様の今泉教授の臨床講義において、同人は、講義室に入室し、今泉教授の再三の退室要求にも応じないので、連絡をうけて参集した数人の教授が強制的に退去させた。その後同人は、講義室出入口扉の外側にいたが、午前九時五〇分ごろ立ち去った。

さらに前記(1)同様の梶本教授の講義において同人は、講義開始前から講義室に入室し、梶本教授の退室要求に応じないので、警戒中の数人の教授および教室員が強制的に退去させた。

その後午前十一時ごろ受講中の学生一人が突然北側の扉のロックをはずして出ていった。そのすきに同人は講義室へ侵入し着席したので警戒中の数人の教授が強制的に退去させた。

その後同人は、講義室北側扉付近にいたが、午前十一時二五分ごろ立ち去った。

(17) 昭和四十七年十一月十五日(水)前記(1)同様の梶本教授の講義において、同人は、講義室への入室をはかったが警戒中の数人の教授および教室員が阻止した。

さらに同日前記(9)同様の足立教授の臨床講義(高柳真講師代講)において、同人は午後一時十五分ごろ臨床第一講義室へ入室したので数人の教室員がつけ出した。

(18) 昭和四十七年十一月二日(火)前記(12)同様の今泉教授の臨床講義において、同人は講義開始前から講義室中程に着席してい

た。今泉教授が直ちに退室するよう要求したが聞きいれないので、午前八時五五分ごろ連絡をうけて参集した数人の教授が退去させた。

その後同人は、前記(10)同様の村松助教授の講義において、講義室に入室していた。

引き続き前記(1)同様の梶本教授の講義において、すでに入室していた同人对し梶本教授は退室を要求したが応じないので、午前一〇時四〇分ごろ警戒中の数人の教授が強制的に退去させた。

その後同人は、講義室出入口の外側にいたが午前十一時ごろ立ち去った。

(19) 昭和四十七年十一月二日(水)前記(1)同様の梶本教授の講義において同人は、講義開始前から講義室に入室し、梶本教授の退室要求に応じないので午前一〇時四〇分ごろ警戒中の数人の教授が強制的に退去させた。

その後同人は、講義室出入口の外側にいたが、午前十一時十五分ごろ立ち去った。

さらに同日前記(9)同様の足立教授の臨床講義において、同人は午後一時二五分ごろ臨床第一講義室への入室をはかったので数人の教室員が阻止した。

(20) 昭和四十七年十一月二日(火)前記(12)同様の今泉教授の臨床講義において、同人は講義開始前から講義室に入室し、今泉教授の再三の退室要求にも応じないので、午前八時五五分ごろ数人の教授が退去させた。

その後前記(12)同様の奥田助手の講義において、同人が講義室

に入室していたので、奥田助手は足立医学部長と協議した結果休講とした。

さらに同日前記(1)同様の梶本教授の講義において、すでに講義室に入室していた同人对し、梶本教授は退室を要求したが応じないので午前一〇時四〇分ごろ警戒中の数人の教授が強制的に退去させた。

(21) 昭和四十七年十一月二日(水)基礎第一講義室における医学科専門課程第一学年次学生に対する第一時限講義(生理学、松本淳治教授、午前八時三〇分から同一〇時三〇分まで)において、同人は講義開始前から講義室に入室し、松本教授の再三の退室要求にも応じないので午前九時十五分ごろ数人の教授が強制的に退去させた。

その後前記(1)同様の梶本教授の講義において、同人は、午前一〇時三五分ごろ、講義室へ入室しようとしたので、警戒中の数人の教授が阻止した。しかし、午前一〇時四〇分ごろ同人は、警戒中の教授の不意をついて講義室北側扉から入室したので、数人の教授が強制的に退去させた。

さらに同日前記(9)同様の足立教授の臨床講義(高柳講師代講)において、同人は、午後一時二五分ごろ講義室へ入室したので数人の教室員がつけ出した。

(22) 同人は、昭和四十七年十二月十三日現在にいたるも同様な授業妨害等の行為を繰り返している。

第五 その他の行為

(1) 医学部教授会を妨害した行為

昭和四十七年九月十四日(木)午後三時一〇分からの教授会に

において、同三時十五分ごろ、同人は浜本と連れ立って会議室に入室し、傍聴席に着席した。議長(足立医学部長)は、直ちに浜本に対し、「箱のない人は出てください。」と命じた。さらに梶本教授と藤本・宮本両事務官も退室を強く要求したがこれに応じないので、議長は、自ら浜本のそばに行き退室を命ずる理由を説明し、再三退室を命じたが従わなかった。

そこで議長は、浜本と並んですわっていた同人对して「あなたは文部教官で医学部の構成員であるが、隣にいる浜本は医学部の構成員でなく教授会を傍聴することができないので、浜本に退室するように言いなさい。」と命じたが無言のまま従わなかった。このような状態では、教授会の統行はできないと判断した議長は、関係者とはかり、会場を医学部附属病院第一会議室へ移し、午後四時一〇分再開した。この間約五五分教授会の統行が妨げられた。同人が、教授会を傍聴する権利を利用して前記のような行為をしたことは、一連の授業妨害の実例が示すように真に教授会を傍聴する目的でなく、教授会を妨害するための偽装傍聴であると考えられる。

また、昭和四十七年九月二日(木)午後三時一〇分からの教授会において、同三時十五分ごろ同人は、浜本と連れ立って入室しようとしたが、あらかじめ警戒していた数人の職員が、同人の入室を認めたが、浜本に対してはこれを阻止した。ところが同人は、自分のみでは入室せず、再三浜本の手を引っぱって二人が同時に入室しようとしたので、これを阻止した。

その後同人は、浜本と会議室出入口に立ちちはだかり、傍聴を希望する医学部構成員の入室を妨げたばかりか、出入口の扉を

けったり扉のガラスをたたくなどの行為を、約七〇分間にわた
りくりかえしていたが、午後四時三二分ごろ立ち去った。

(2) 研究室を不当に使用した行為

昭和四十七年九月十九日(火)午後五時ごろから、薬理学教室
第二研究室において、同人は、許可をうることなく「九・二二
医・院生処分裁判第二回口頭弁論へ向けて」と称する討論集会
のため、同人と浜本が入室していたので、梶本教授が倉本助教
授立ち会いのもとに直ちに退室するよう通告したが従わなかつ
た。

その後引き続き倉本助教が、午後六時ごろまで同人と浜本
に対し説得を続けたが応じないので、一旦帰宅し午後九時四五
分ごろ同研究室へもどったところ、すでに同人と浜本はいなか
った。

上掲の諸行為は、国家公務員法第九八条第一項、第九九条およ
び第一〇一条第一項の諸規定に違反し、国立大学教官としてふさ
わしくない非行である。

なお、この間において、同人に対して、授業妨害等の行為をし
たことにより、昭和四十六年十一月四日停職六月の懲戒処分を行な
い、国立大学教官としての自戒と反省を求めたにもかかわらず、
その後も反省のあとがみられない。

よって、国家公務員法第八二条第一号・第二号および第三号の
規定により懲戒処分として免職する。

資料 11

担当教官の許可なく部外者の入室を禁ず

昭和四十八年一月二十九日

徳島大学医学部長
徳島大学長

昭和48年1月29日付 医学部長並びに学長の告示にもあるように
部外者が担当教官の許可なく講義室へ立入ることは厳禁されている。
あなた方は、これに該当するので直ちに退去することを要求する。
退去しない場合は刑法に犯れるのであらかじめ警告する。

昭和48年2月8日

徳島大学医学部長

資料 12

求 釈 明

昭和四十八年二月七日

徳島市蔵本町三丁目十八番地の十五
徳島大学医学部栄養化学教室名取靖郎気付
山 本 光 代
徳島市蔵本町三丁目十八番地の十五

徳島大学医学部薬理学教室梶本義衛気付

浜 本 多 恵 子

徳島市蔵本町三丁目十八番地の十五

徳島大学医学部長

足 立 春 雄 殿

昭和四十八年二月六日午前八時四十分頃徳島大学医学部臨床第1
講堂及び同年二月七日午前十時四十五分頃同学部基礎第1講堂にお
いて、三井眼科教授が貴殿の名前を用いて私たちに読みあげた文
書(以下三井用アメ玉と略す)につき、左記のとおり釈明を求めま
す。これに回答ない場合は、この二回の三井用アメ玉は、三井教授
が貴殿の官職名を用いて公文書偽造していることになり刑法第一五
五条に触れることになるのであらかじめ警告しておきます。

記

一、三井用アメ玉を作成したのは貴殿か。ならば、これは写しであ
って本物でなくタイトルもなければ部長印もなく、ここでいう
「あなた方」とは誰をさしているのか不明である。このようなあ
いまいな三井用アメ玉は文書として如何なる種類に属すのか。
二、二月六日、同七日の三井教授は貴殿からどのような権限を委託
されていたのか或はいなかったのか。

三、三井用アメ玉にある「昭和四十八年一月二十九日付医学部長並
びに学長の告示」を私たちは見たことはない。それはどの「告示」
をさしているのか。

四、「刑法に触れる」という根拠。刑法のどの条に何故触れるのか。
又そのことをなぜ貴殿名で三井教授が私たちに「あらかじめ警告」
せねばならないか。

資料 13

徳大庶第六六三号

昭和四十八年二月七日

徳島市南蔵本町二丁目九の五

加 藤 方

山 本 光 代 殿

徳島市蔵本町三丁目一八番地の一五

徳島大学医学部長

足 立 春 雄

通 告

あなたは、昭和四十八年一月二六日をもって徳島大学長から懲戒免
職処分を受けました。従って、医学部建物内にあるあなたの書籍、
衣類その他一切の私物を速やかに取去し、同時に従前よりあなたに
貸与していた本学部の備品である事務机、椅子、実験台およびロッ
カーを明渡ししてください。

なお、昭和四十八年一月三〇日に本学部栄養化学講座名取教授より
口頭でなされた同様の通告にあなたは従わないという報告を受けて
おります。

今回の通告に対し、昭和四十八年二月一〇日までに従わない場合は、

本学部があなたの私物を別途、収集し保管することもあわせてお含
めください。
以上通告します。

資料 14

徳大医庶第六六三号へ通告Vに対する求釈明及び異議申立について
徳島市南蔵本町二一九一五

山 本 光 代 印

(求釈明)

昭和四八年二月七日午後名取教授が栄養化学教室第一研究室の私
の研究デスク上に題記へ通告V書を載せたが……

①同年一月二十九日付の足立医学部長の談話によれば私はすでに「徳
島大学とは全く関係のない者」となっている筈であるが、「徳島
大学と全く関係なし」と認定されている者に対して徳大医庶第六
六三号の公文書を発行される根拠はなにか？御回答下さい。もし
公文書を発行する関係性を私と徳島大学が有するのなら上記学部
長談話は不当なデマゴークであり、大量にばらまかれた談話の速
かな訂正と陳謝を要求する。

②栄養化学教室の私の研究デスク上に載せられたへ通告V書が正式
交付し私の領置できる範囲に置かれたことの根拠は、このデスク
が二月七日現在私の使用権限下にあることを名取教授自ら認めたこ
とにある。従ってへ通告V書中なお書きにある「一月三〇日まで
に退去せよ」と伝えた名取教授の言動自体がすでに自己矛盾して
いる。故にこのへ通告V自体私のデスク上に載せられた紙片にす

ぎない。このへ通告Vの交付は如何なる性質のものが御回答下さ
い。
上記二点につき至急回答されるよう要請します。

(異議申立について)

①へ通告Vがその根拠としている私が、「昭和四八年一月二十六日
をもって懲戒免職を受けた」と云うことは、同日が処分発効々力日
ではなく単に学長が学内公示を一方的に行った日にすぎない。

②昭和四八年一月十二日タコ焼小舟によって為した私の陳述請求が
「タコ焼を認めれば天下の徳大の恥となる」と云う処分審査者の
主観的感性に基づいて却下されたことは違法であり、同年一月二
六日評議会あて私が提出した「タコ焼小舟が何故悪いか？」の求
釈明に対してはまだ回答がない。

③処分理由にされている数多いへ事柄Vはすべて事実誤認に基づ
ものであり処分は無効である。

従って今回の免職処分に関する評議会からの上記求釈明回答があ
り、私の陳述、不服申立が充分なされ且本求釈明に対し学部長から
の回答があるまでは、私の研究室使用は当然でありこの異議申立に
もかわらず、私の研究続行上、徳大暗愚化の糾明上且現在の大学
崩壊のメカニズム解明上私が必要とする共有、私有物を無断で空間
移動される場合は刑法にふれることとなりますからあらかじめ警告
します。この警告を無視して大学当局が窃盗、横領を強行されれば、
それによって生じる物品の破損、実験材料の死滅の刑事責任及び暗
債責任はすべてあなた足立春雄医学部長にあることをお含み下さ
い。

昭和四八年二月八日

徳島市蔵本町三丁目十八番地徳大医学部

足立春雄医学部長 殿

この郵便物は昭和四八年式月八日第650f010号
書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。

徳島郵便局長 印

資料 15

私物 収去 目 録

山本光代 (栄養科学・第3研究室およびロッカー)

① 英文タイプライター

② (以下略) ⑬まで 総18項目43件・計335点

昭和48年2月23日

名取靖郎 印

資料 16

徳大医庶第六六三号

昭和四八年三月五日

山 本 光 代 殿

徳島大学医学部長

足立春雄

学部長印

通 告

昭和四八年二月七日付け徳大医庶第六六三号をもって医学部建物
内にあるあなたの私物を速やかに収去すること、そして同年二月一
〇日までに従わないときは医学部においてあなたの私物を別途収集
し保管するという通告をしました。但しこの期限が過ぎてもいつこ
うに収去しないために本学部栄養化学教室の運営にも支障をきたし
また盗難の防止に対する配慮を行なってきましたが、これ以上猶予
することはできないのでやむなく二月二三日あなたの私物(別紙目
録)をとりまとめ一応医学部において保管しておりますから来る三
月一〇日(土)十二時までに医学部庶務課へ申し出て引取ってくだ
さい。

所定の日時までに引取らない場合は適宜別途の処理をしますから
ご了承ください。以上通告します。

資料 17

申 入 れ 書

貴殿より私宛昭和四八年三月五日付徳大医庶第六六三号通告写し
は、下記の点につき疑惑があり、通告内容が速かに且法的瑕疵がな
く遂行されるためには、通告者は被通告者に対してこれらの疑点を
明らかとし、双方が合意に達することが最低の条件とされると考え
ます。よって双方の話し合いが早急に実現されるべく、当方の条件を
以下の如く提起致しますので御返事、御一報下さい。返事は通告写
しが当方に手交されたと同じ方法で結構ですが立入禁止地区に退去
命令の紙吹雪が吹き荒れる悪天候の場合は、名取靖郎教授を返事

受取りの指定代理人と致します。

(話合いの条件)

時・八なにかVのタイムリミットである昭和四八年三月一〇日

午前中。

場所…もつともふさわしい所。

招かれるべき登場人物…

通告者側・通告者、私物目録作製者、通告者立会人

被通告者側・被通告者、被通告者側立会人

記

①二通の徳大医庶第六六三号通告そのもの

②二通の第六六三号通告にはさまれ、その間に横たわる八なにかV

③第六六三号通告写しにくつついて離れない私物収去目録

以上

昭和四八年三月七日

徳島市蔵本町三丁目一八番地の一五

徳島大学医学部栄養化学教室名取靖郎気付

山 本 光 代

徳島市蔵本町三丁目一八番地の一五

徳島大学医学部 足立春雄医学部長 殿

資料 18

八私V物保管保全の請求

山 本 光 代 印

(請求の趣旨)

徳大医庶第633号通告群(第一、昭和四八年二月七日付、第二、同年三月五日付、第n、〇月〇日付)をめぐって発生している八私V物保管に關し、通告群を発生せしめている八私V処分(懲戒処分、停職六ヶ月事件、懲戒処分免職事件)、刑入事V処分(不除去罪、住居侵入罪被疑事件)、n(事)処分(〇〇事件)の処分責任が明らかとされ、これらの処分取消が行われるまで、現在、法的根拠が明示されぬまま、私の意志に反して医学部某所に「別途収集し」保管され、あるいは「…とりまとめて一応医学部に」保管されている八私V物を損なうことなく保管保全することを請求する。

この間に八私V物が保管・保全の不備から滅失若しくは破損した場合の賠償責任は、すでに「別途収集」、「とりまとめ」た過程で滅失、破損した八私V物の賠償と共に、足立春雄医学部長にあることを確認する。

(請求の原因)

第一、(一) 保管保全を請求している八私V物が現在の保管空間を形成するに至る経過で、徳大医庶第六三三号、第一、第二に対する私からの異議申立て、求釈明、申入れ、に対して、通告者足立春雄医学部長は、いづれに対してもいまだに責任ある回答を一切行わず、一方的に保管空間を強制して来たこと、これは足立医学部長の行政

不作為に原因していること。

(二) 第一と第二の徳大医庶第六六三号八通告Vの間に横たわる八情況Vの原因は医学部教授による私の逮捕と徳島西警察署への突き出しにあり、八私V物八収去V、保管V逮捕・捜索・押収が重層的にかかり合っている以上、両者の因果関係が明らかとされるべきであること。特に、現行犯人(教授)逮捕・逮捕者・名取教授自身を立会人とした研究室の捜索↓大学当局者によってこじあけられたデスク・ロッカー内の捜索↓所有者への押収令状交付ぬきの八私V物押収↓こじあけられたデスク・ロッカーからの八私V物八収集V、八収去V保管・釈放後の被疑者(私)の要求にもかかわらず捜索・押収状況確認の拒否、の過程は、あきらかに医学部長が逮捕、捜索、押収をめぐって起きている八Vの証拠を隠滅せんと意図していると判断せざるを得ない。昭和四八年二月二三日午後四時以後、栄養化学教室第三研究室の八私V物の山を中心として起こった出来事、退去命令発令下での、日没後の強制八収去Vはこのことを明白にしている。

(三) 徳大医学部教授による現行犯人逮捕、不除去罪、住居侵入罪被疑事件が事件後一ヶ月たつもいまだに公訴されないことから、この逮捕があきらかに事実誤認、違法による人権侵害の疑いの濃い現在、この刑事過程が重層する八私V物保管空間は、新たな「人権侵害にたいする告訴」事件の重要証拠として保全されねばならない。この保全義務を医学部長が拒否することは、とりもなおさず証拠隠滅の被疑のあることを示すものである。

第二、八私V物目録と自称されているものからは、八私Vが所有していた八物Vのはとんどが、どうなってしまったか不明であること。

「不二家 Home... お茶の間のニューフレンド四六枚入り箱中に保存されていた白色粉末約一〇〇gの滅失をはじめ、すでに破損、損傷されたものが確認されており、賠償請求事件の重要証拠として保全されねばならず、この保全義務を回避する医学部長の責任は重大である。なぜならば、賠償責任は足立春雄医学部長自身にある故である。

第三、徳大医庶第六六三号、第一、第二、共に、その「通告」内容自身に不明確な点が多く、根拠、解説、釈明がなされぬ限り被通告者には理解し納得することができないこと。

例えば、(第一について) ①昭和四八年一月二六日をもって徳大医学部長が懲戒免職処分を私に行つたとする根拠、②もし処分があつたとしても、処分を受けて速やかに、私V物を「収去Vし、賞品を明渡す根拠、③第一の663号が、昭和四八年二月一〇日の期限をもつことの根拠、④「別途、収集し」保管するとはどう云う情況をさすのか? 上記第一、(二)で述べられた官憲による「収集」協力を必然とするものであるのか、等々。(第二について)、①栄養化学教室の運営とはなにか? ②盗難の防止と官憲による捜索時の不測の事態の防止に対する配慮をどのように行つたのか、③「これ以上猶予」できない「これ以上」とは何に根拠するのか、④三月一〇日(土)十二時の法的根拠、⑤とりまとめ保管するとはどう云う情況をさすのか? ⑥別途の処理とは何か? 等々。

すでに一部は求釈明を行つたが、回答義務は通告者にあるにもかかわらず、通告者・医学部長が回答不能であることを自ら暴露している通り、これら八通告V群は、闇から闇に葬られていく被処分者を包む、黒闇そのものである。

第四、栄養化学第三研究室の官憲捜索の現場から直接、△私V物を所有者に引き取らせず、一旦某所に保管した、この過程で△ナニV物の隠蔽を計ったと同じ手口で、今、某所から△私V物を引き取らせることで再び△ナニVかを失わせ隠蔽することが医学部長の切実な意図である以上、この△私V物保管空間がそのまま保全されることが、処分群が錯綜する△情況Vの因果関係の解明上、必要である。医学部長は自ら、この△情況Vをつくり出す原因に深く関係している以上、隠蔽を計りたいだろうが、公的義務としての保全に力をつくすのがその務めであることは当然である。

第五、現在、この△私V物保管空間は、徳大評議会に対して「私の陳述に必要な記録その他の関係資料」としてそのまま差し出されており、且、この資料は、近日中に開催される人事院公平審査の際、必然的に現場検証されるものであるから（請求者山本）、その時点で保全するのが、処分者徳島大学評議会の責任と義務とするところである。懲戒免職処分審査請求者△私Vが、証拠保全を処分者に要求するのは適法であり、これが拒否されるのはあきらかに法的瑕疵であると云える。

第六、要するに、△私V物が保管・保全されることが、徳島大学にたちこめている黒雲の如き△混乱Vをこれ以上拡大せず、△情況Vを明らかにする方向のものである以上、大学の△正常V化を望む医学部長さんなら、それに努力するのは当然のことなのである。

昭和四八年三月一二日

徳島市蔵本町三丁目一八番地の一五
徳大医学部栄養化学教室名取靖郎気付
山本光代 代 角
足立春雄医学部長 殿

資料 19

審査請求書
審査請求の年月日 昭和四八年三月二六日
人事院 総 裁 殿

請求者 山本光代 印

国家公務員法第九〇条および人事院規則一三一一の規定により、次のとおり審査請求をします。

なお、処分説明書写を添付します。

処分説明書	処 分	処分者	処分を受けた者	
			氏 名 (ふりがな)	住 所 (ふりがな)
<input checked="" type="checkbox"/> 処分説明書が交付された <input type="checkbox"/> 交付されなかった (注2)	懲戒免職処分	徳島大学長	山本光代 (昭和18年10月24日生)	トクシマシマニミナミクシヤチウウヤコシ 徳島市南二軒屋町山越一〇二一 七カワルズル 長谷川正治気付
<input type="checkbox"/> 処分説明書が <input checked="" type="checkbox"/> 交付された (注2)	懲戒免職処分	職 名	現に職員である場合 官 職 勤務官署 文部教官 徳島大学 助手 医学部	処分によりまたは処分があった後、離職または官職もしくは勤務官署に変更があった場合 処分当時の官職 処分当時の勤務官署
受領日	昭和 年 月 日	北 村 義 男	氏 名	
		処分発令日 昭和48年1月26日 (注1)		
		懲戒処分書または人事異動通知書の受領日 昭和48年1月30日		

<input checked="" type="checkbox"/> 口頭審理を請求する。	受付印 (この欄には記入しない。)
<input checked="" type="checkbox"/> 公開	
<input type="checkbox"/> 非公開	
審理希望地 徳島	
<input type="checkbox"/> 口頭審理を請求しない。	昭和 年 第 号

資料 20

§ 審査請求書脚注

(注1)

別添資料1の記載の如く、昭和四八年一月三〇日、陳述に必要な記録その他関係資料としてそのまま差し出された空間、徳島大学医学部臨床I講堂での今泉恭二郎教授担当のV精神々経科臨床空間で、足立春雄医学部長が、梶本義衛、三井幸夫、名取靖郎医学部教授及び坂本嘉雄医学部事務長等ととりかこまれて、△ナニVか読み上げたものが、あるいは懲戒処分書ではないかと推定される。(テープ記録提出用意あります。)

(注2)

徳大評議会は本事案の懲戒処分審査を昭和四七年十二月二五日開始したとあるが、(別添資料2、徳大広報号外号一九七三・二・九)私が昭和四八年一月一二日教特法に基づいて陳述請求を憲法に行ったにもかかわらず、陳述が行われぬまま、同年一月二六日免職処分を発令したと、学内に掲示した。

審査の中途投げ出し、陳述権の剝奪、被審査者からの求釈明の無視、等々は「天下の徳大」のお家芸ではあるが、本懲戒免職処分審査過程が、私の前回の懲戒処分(停職六ヵ月、昭和四六年一月一日発令と推定)と同様陳述・審査S発令が転倒して進行する事態がまたしても再発生している。従って処分説明書の交付がないことは当然のことである。

添付資料

- ① 73・2・7 サイ 研発行「作者も採す無数の登場人物」
- ② 73・2・9 徳大広報

処分説明書の交付を請求したが交付されなかったときの経緯注2に同じい。

§

処分に対する不服の理由

(0) 処分説明書△写しV(以下αと称す)と審査説明書(以下βと略す)の合同

昭和四八年一月三〇日、徳大評議会にそのまま差し出された「陳述に必要な記録その他関係資料」空間における足立春雄医学部長の△ナニVかの読み上げ直後、教授、事務職員等が私の△存在Vに襲いかかり暴力的なゴボー抜きがあり、ロクタブウトされた扉の外に投げだされた私の手提かばん中に、処分説明書△写しVと推定される紙片が発見された。何者かがドサクサ紛れにねじこんだものと思われる。このαと徳大広報(別添資料2)上のβを照らしてみると、αとβの書式上のちがいはあるが、処

分の理由となっているものはβ中の審査の理由(別紙七枚)とま
ったく一字一句違っておらず合同である。

(1) その後αがたどる運命…

昭和四八年一月三〇日以後αを、私の研究用デスク(医学部栄
養化学教室第3研究室)のストール製かぎつき引出しの中に安置
し敷重に保管していたところ、同年二月二〇日医学部基礎第1講
堂に居た私をへ、罪かの被疑で現行犯知人逮捕した名取靖郎、
山田正興ら医学部教授は、私を徳島西警察署に突き出した。徳島
西警察署員が私の身柄拘束を為している二月二二日、私の研究用
デスクとロッカーがドリルとハンマーでこじ開けられ、官憲によ
る捜索にそなえられ、へ私V物が押収されたことが、二月二三日
午後釈放直後の私に、捜索立会人名取靖郎から告げられた。私か
らの「捜索、押収令状の請求、及び捜索・押収状況の確認請求」
にもかかわらず、名取教授、足立医学部長等はこれを拒否して、
同日退去命令を通告して私をデスク所在の栄養化学教室から排除
し、捜索、押収令状未交付、状況未確認のまま、私の所有物を医
学部某所に実力へ収去Vしてしまつた。αは現在、徳島西警察署
にあるのか、医学部某所にあるのか、あるいはこの異様な所有物
の空間移動過程でへ、空間に存在を強制されているのか不明
である。私が所持しないことだけは明白である。

(2) 処分に対する不服の理由…

従って現在、処分説明書は添付不可能なことは当然であります
が、不服の理由は前記の如くαとβの合同から、βに従って述べ
ますが、αとβが合同すると云う私の証言が怪しいと思うのなら
処分者北村氏に問合せ下さるのがよろしいかと思ひます。

II βに見られるへ処分の理由Vに対する不服の理由II

- 第1について 不知
- 第2について 不知
- 第3について 事実誤認
- 第4について 事実誤認
- 第5の(1) 不知
- 第5の(2) 事実誤認

§ 処分説明書の添付をめぐる不備補正命令への、あらかじめの
おことわり…

上記、徳島大学における異様な暗黒状況を十分に調査の上、不
備とみとめられるなら補正命令下さい。しかし現在私が処分説明
書もその影へ写しVも持たないことは雪の白き如く明白でありま
す。補正命令を執ように繰返すことで審査のいたずらな引き申し
はおことわり致します。

私が徳島大学から受けた、法的、物理的、精神的、へ、V的、
損害は莫大であり、苦痛の深さは計り知れません。速かに本処分
があまりにも「えげつなく」「メチャクチャ」であることを公平
に審査されるよう要請します。

神戸から

資料1

△当事者尋問事項レジュメへ
次の各項目を媒介とする 証言Vを開始せよ。

- ★ 公判調書(速記録を含む)
- ★ 速記録に関する異議申立書(一)
- ★ 仮処分命令申請書(書証を含む)
- ★ 仮処分異議申立書(書証を含む)
- ★ この法廷に出現した前記以外の文書
- ★ この法廷に出現した文書以外の表現

★

一九七二年十一月十五日
へ研究室V裁判への全ての参加者 御中

資料2

昭和四六年(モ)第八三九号
債権者 国
債務者 松下昇
債権者指定代理人 上野至

昭和四八年一月二四日
債権者 田中野
債務者 池谷勝昭
債権者指定代理人 杉本伊太良

神戸地方裁判所第三民事部 御中
準備書面
債権者は、債務者の従前公務員としての庁舎あるいは備品の使用

関係の法律的性質について、仮処分申請書の理由中ですでに述べたところであるが、念のため重ねて敷衍する。

国家公務員がその義務である公務遂行のため庁舎や備品を使用するのは、使用者である国の利益のためにその使用を許しているものであり、公務員個人の利益ないし権利としてその使用を認めているものではない。したがってかりに使用者である国が何らの理由もなく公務員の庁舎や備品の使用を禁止したとしても、公務員個人の利益ないし権利の侵害ということはありません、違法の問題も起りえないものである。

資料3

△ 公判を、いま△研究室△仮処分公判についてのみながめてみるとして、さて、今年に入ってから公判廷では次のような△審理△がなされている、とされる。

一月二十四日 午後一時より

この日は午前中に、刑△事△法廷での△ 公判が、長い休廷のひとコマとして、裁判所の職権で△開廷△される、ということがあった。

仮処分公判は、前回(七二・一二・一三)における当業者尋問を継続する、ということ前提にして開廷したが、証人(松下氏)↓主尋問者(赤木)の△当業者尋問事項レジュメ△(別紙)を媒介とする、この日最初にして最後の△尋問△と△証言△(裁判長は制止し、速記録を抹殺した。)によって、主尋問は一応終了することになった。

ひきつづき、国側からの反対尋問が開始されるかにもえだが、この時、上原君から補助参加の申立てがなされた。上原君は、口頭により、国側に参加し、最後の反対尋問を行ないたい、と申立てた。裁判所(裁判官三人による合議体)は、上原君の申立てを受け、合議のため休廷を宣告。数分後開廷した法廷で、上原君の申立てを却下したが、なおこの決定確定まで訴訟行為は可能である、と告げた。これ以後、上原君は国側の席を占拠することになる。

さて反対尋問が国側の上野検事によって試みられることになるが、証人(松下氏)は、上野以外の国側の代理人たち(上原君はともかく、かれらはこの法廷でいちども発言してない)の尋問には答えられるが上野の尋問には答えられない、と意志表明を行なった。そこでふたたび裁判所は合議し、この意志を容れ、国側の上野以外の者による尋問を待つが、尋問はなかったので、反対尋問はないことになった。

この日、松下氏に対する証人尋問は終わった。また、国に対する当業者尋問は、国側にはできないことが明らかになった。裁判所からは、判決作成を急ぎたいので、あとは書証(証拠書類)や準備書面の提出にとどめてほしい、との説明があった。(なお、二四日国側よりマンガ的な準備書面(別紙記載)が提起された。)

二月二日 午後一時より

この日は、松下氏より「債務者は、最終的な、なにものかへの準備書面という意味をもこめて、次の構成をもつ提起をおこなう。

一、仮処分申請理由の批判。二、国側の準備書面の批判。三、研究室公判がひきだした諸問題。四、さいごに、結語にかえて。五、註のはじまり。六、……」

という構成をもつ準備書面が提起され、松下氏はこれにつき、若干の△註△を開始した。

△註△によれば、少なくとも一・二四△ 公判の公判調書や、一・二五△ 分離公判の公判調書(これには湯浅証人による証言の速記録が含まれる)の開示が不可欠であるわけだが、裁判所はこの点に関して、早急に△閲覧△できるよう配慮する、と約束した。

なお、この日、もと補助参加人のひとりである村尾君が、裁判所に対しこの仮処分公判への共同訴訟を行ないたい、との意志表明を行なった。

また、裁判所は、次回をもって最終弁論期日としたい、と訴え、当事者たちは承認した。

二月二八日

この日、松下氏は(不)出頭した。(なお、国側の上野もまた出頭しなかった。)しかも、裁判所は前日付で松下氏による書面を受け付けていることを、明らかにせざるを得なくなった。

松下氏からこの公判に関わる者すべてに対する委託文書(「△最終口頭弁論レジュメ△」)は、まさにこの公判での訴訟行為を委託していた。また、これとは別に、二・二の準備書面に接続する準備文書も、前記委託文書とともに、この法廷に届けられていた。

公判廷でのがくまた緊急したふんいきのなかで、結局、(1)この日の公判を最終弁論とする。(2)疎明資料・書証の提出はない。

(3)松下氏の準備書面を補助参加人(赤木)が提出し、補足的に説明を試みる。ということとなった。

なお、村尾君からこの公廷に対し、共同訴訟を申立てたことを、補足しておく。

(A)

注 この△報告△は研究室仮処分公判のみをとり上げているので、これらを包囲するいくつかの△ 公判の日は、関連の中でとらえてほしい。

— 編集部 —